



岐阜市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 29 日

岐 阜 市 長

柴 橋 正 直

岐阜市規則第 57 号

岐阜市景観条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜市景観条例施行規則（平成8年岐阜市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第7章 （略） 第8章 <u>景観整備推進法人</u> （第26条―第29条） 第9章 （略） 附則 （景観計画の提案団体） 第3条 条例第10条の団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した <u>景観整備推進法人</u> とする。 第8章 <u>景観整備推進法人</u> （ <u>景観整備推進法人</u> の指定の申請） 第26条 法第92条第1項の規定による申請は、 <u>景観整備推進法人指定申請書</u> （様式第17号）2通にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。 （1）～（6） （略） （ <u>景観整備推進法人</u> の指定等）	目次 第1章～第7章 （略） 第8章 <u>景観整備機構</u> （第26条―第29条） 第9章 （略） 附則 （景観計画の提案団体） 第3条 条例第10条の団体は、法第92条第1項の規定により市長が指定した <u>景観整備機構</u> とする。 第8章 <u>景観整備機構</u> （ <u>景観整備機構</u> の指定の申請） 第26条 法第92条第1項の規定による申請は、 <u>景観整備機構指定申請書</u> （様式第17号）2通にそれぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。 （1）～（6） （略） （ <u>景観整備機構</u> の指定等）

第27条 (略)

- 2 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備推進法人として指定したとき、又は指定しなかったときは、申請した者に対し、その旨を記載した文書により通知するものとする。

(景観整備推進法人の変更の届出等)

第28条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備推進法人名称等変更届出書（様式第18号）2通を市長に提出して行わなければならない。

- 2 景観整備推進法人は、景観整備推進法人指定申請書に記載した業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観整備推進法人業務内容変更届出書（様式第19号）2通にそれぞれ第26条各号に掲げる書類（変更後の業務に係るものに限る。）を添えて、市長に届け出なければならない。

- 3 景観整備推進法人は、その指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観整備推進法人指定辞退届出書（様式第20号）2通により市長に届け出なければならない。

(事業の報告)

第29条 景観整備推進法人は、法第95条第1項に規定する業務に関する報告として、毎事業年度の事業開始前に事業計画書及び事業活動収支予算書を、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書及び事業活動収支決算書を、市長に提出しなければならない。

様式第17号（第26条関係）

(略)

景観整備推進法人指定申請書

第27条 (略)

- 2 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構として指定したとき、又は指定しなかったときは、申請した者に対し、その旨を記載した文書により通知するものとする。

(景観整備機構の変更の届出等)

第28条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（様式第18号）2通を市長に提出して行わなければならない。

- 2 景観整備機構は、景観整備機構指定申請書に記載した業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観整備機構業務内容変更届出書（様式第19号）2通にそれぞれ第26条各号に掲げる書類（変更後の業務に係るものに限る。）を添えて、市長に届け出なければならない。

- 3 景観整備機構は、その指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観整備機構指定辞退届出書（様式第20号）2通により市長に届け出なければならない。

(事業の報告)

第29条 景観整備機構は、法第95条第1項に規定する業務に関する報告として、毎事業年度の事業開始前に事業計画書及び事業活動収支予算書を、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書及び事業活動収支決算書を、市長を提出しなければならない。

様式第17号（第26条関係）

(略)

景観整備機構指定申請書

(略)

景観法第92条第1項の規定により景観整備推進法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

法人の種別	(略)	
	☐ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人 ☐ <u>良好な景観の形成を図ることを目的とする会社</u>	
指定後の予定業務	景観法第93条	
	(略)	(略)
	☐ 第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	☐ 第3号	景観計画に定められた景観再生事業を行うこと。
	☐ 第4号	(略)
	☐ 第5号	第4号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	☐ 第6号	(略)
	☐ 第7号	(略)
	☐ 第8号	(略)

(略)

(略)

様式第18号（第28条関係）

(略)

景観整備推進法人名称等変更届出書

(略)

景観法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

法人の種別	(略)	
	☐ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人	
指定後の予定業務	景観法第93条	
	(略)	(略)
	☐ 第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	☐ 第3号	(略)
	☐ 第4号	第3号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	☐ 第5号	(略)
	☐ 第6号	(略)
	☐ 第7号	(略)

(略)

(略)

様式第18号（第28条関係）

(略)

景観整備機構名称等変更届出書

(略)

景観整備推進法人の名称等を変更しますので、景観法第92条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
指定番号	<u>景観整備推進法人番号</u> 号
(略)	(略)

(略)

※受付欄	※	上記の <u>景観整備推進法人</u> の名称等
第 号 年 月 日	通 知 欄	を変更したことを 認めます。 (略)

(略)

様式第19号 (第28条関係)

(略)

景観整備推進法人業務内容変更届出書

(略)

景観整備推進法人の業務内容を変更したいので、岐阜市景観条例施行規則第28条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
指定番号	<u>景観整備推進法人番号</u> 号
(略)	(略)

(略)

※受付欄	※	上記の <u>景観整備推進法人</u> の業務内
第 号 年 月 日	通 知 欄	容を変更したことを 認めます。 (略)

(略)

様式第20号 (第28条関係)

(略)

景観整備推進法人指定辞退届出書

(略)

景観整備機構の名称等を変更しますので、景観法第92条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
指定番号	<u>景観整備機構番号</u> 号
(略)	(略)

(略)

※受付欄	※	上記の <u>景観整備機構</u> の名称等を変
第 号 年 月 日	通 知 欄	更したことを認め ます。 (略)

(略)

様式第19号 (第28条関係)

(略)

景観整備機構業務内容変更届出書

(略)

景観整備機構の業務内容を変更したいので、第28条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
指定番号	<u>景観整備機構番号</u> 号
(略)	(略)

(略)

※受付欄	※	上記の <u>景観整備機構</u> の業務内容を
第 号 年 月 日	通 知 欄	変更したことを認 めます。 (略)

(略)

様式第20号 (第28条関係)

(略)

景観整備機構指定辞退届出書

(略)

景観整備推進法人の指定を辞退したいので、岐阜市景観条例施行規則第28条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
指定番号	<u>景観整備推進法人番号</u> 号
(略)	(略)

(略)

※受付欄	※	上記の <u>景観整備</u>
第 号 年 月 日	通 知 欄	<u>推進法人</u> の指定を 辞退したことを認 めます。 (略)

(略)

(略)

景観整備機構の指定を辞退したいので、第28条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)	(略)
指定番号	<u>景観整備機構番号</u> 号
(略)	(略)

(略)

※受付欄	※	上記の <u>景観整備</u>
第 号 年 月 日	通 知 欄	<u>機構</u> の指定を辞退 したことを認めま す。 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。